

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく規定に関する照会書

平成26年6月〇日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

（一社）社会基盤情報流通推進協議会
代表理事 関本 義秀 印

産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令等の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動の目標

（1）事業目標の要約

民間ニーズが高い行政機関が保有する地理空間情報を集積し、データ利用を促すサービスを推進する。特に、国や地方公共団体が保有する公共測量成果（都市計画基本図など）を中心にデータを集積すると共に、定期的なメンテナンスを行い、その情報鮮度を担保することによって、産業界の利用促進に資する。

（2）生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

日本においては、「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月5日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、国や地方公共団体が保有する情報の利活用を目指すこととなった。また、2013年6月に英国で開催されたG8サミットで、オープンデータ憲章が合意された事を受け、「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」（平成25年10月29日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、その活動が加速されている。

このような動きの中で、国や地方公共団体が保有する情報の中でも、地図情報は、新たなサービスの創出や既存のサービスの高付加価値化を促すことが可能となり、他のデータと掛け合わせる基盤となる情報としてのニーズが高い。

一方で、地方公共団体等の測量計画機関（以下測量計画機関）ごとに、公共測量成

果を公開するところと、公開しないところに二分されている。この背景には、測量計画機関の公共測量成果に対する測量法の解釈がそれぞれ異なることを示している。

そのため、現状では、測量計画機関から公共測量成果を入手することが可能な地域と不可能な地域が混在することとなり、全国同水準でこうしたサービス提供を行うことが困難である。

そのため、公共測量成果に係る測量計画機関の解釈を平準化することで、当該事業が実現すれば、以下の需要の獲得（当団体で実施したヒアリング等により推計）が見込まれる。

利用社数：27社（個人利用10名）

収入：805万円

幹事会員（年会費：60万円）×12団体＝720万円
一般会員（法人）（年会費：5万円）×15団体＝75万円
一般会員（個人）（年会費：1万円）×10名＝10万円

会費収入合計 805万円

費用：システム改修費用300万円（初期投資）、運用費用300万円

収益：初年205万円 次年以降505万円（粗利）

2. 新事業活動の内容

(1) 事業実施主体

実施事業者（甲）	（一社）社会基盤情報流通推進協議会	
利用事業者（乙）	企業A	企業B
	企業C	企業D
	企業E	企業F ほか

(2) 事業概要

甲において、グレーゾーン解消制度で得た解釈を以て、測量計画機関に提供を求め、デジタル化する。乙はそれを用いて、サービス用のデータとして利用する。

<事業の流れ>

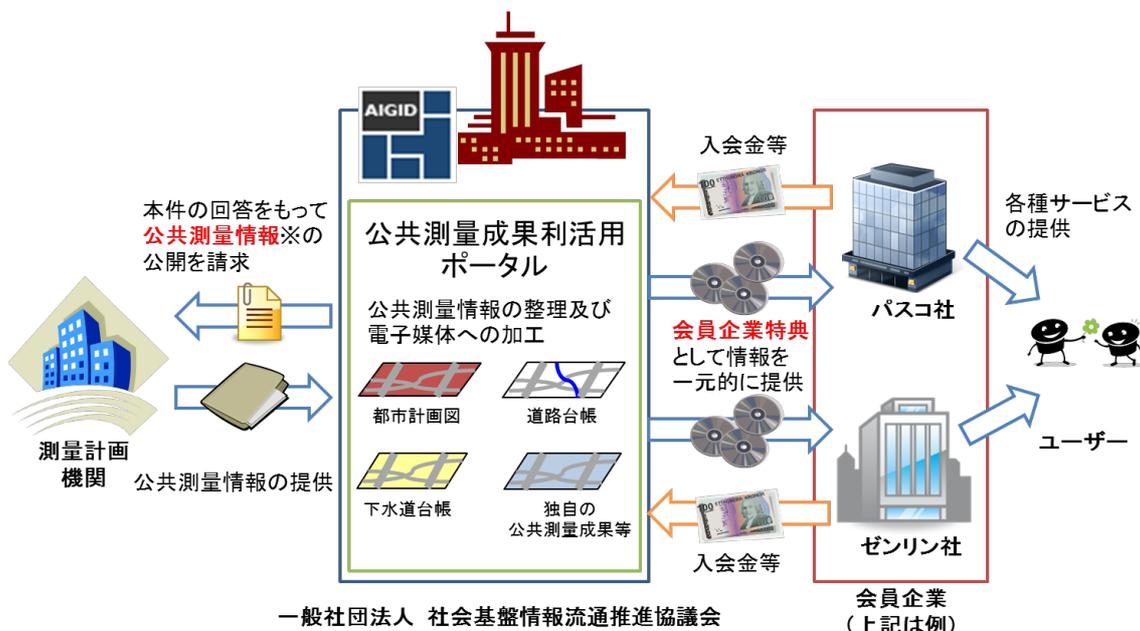
(ア) 甲において、ニーズが高い地域を中心に、その地域に属する測量計画機関に対して、公共測量成果（都市計画図、道路台帳、下水道台帳等、測量計画機関が実施した公共測量成果の図面や法定図書類）の公開を求める。

(イ) 公開された情報について、甲においてデジタル化を行い、機械可読形式にする。（上記（ア）において、公開形式が機械可読形式であれば、このプロセスは省略する。）

(ウ) 甲は甲の会員である乙に、上記（イ）でデジタル化したデータを有償で提供

し、乙はそれを用いてサービスを行う。

(乙は、入手したデータに対して独自コンテンツを追加して新たな地図データを作成・販売したり、入手したデータをベースマップとして GIS サービスを提供したりすることができるようになる。)



※ 都市計画図、道路台帳、下水道台帳等、測量計画機関が実施した公共測量成果の図面や法定図書類

(3) 新事業活動を実施する場所

神奈川県横浜市青葉区桂台一丁目 15 番地 2

3. 新事業活動の実施時期

2014年6月に可能と判断されることを想定し、記述。

2014年7月	データ提供サイトのシステム改修等 地方公共団体へのデータ提供依頼 (以降継続的に実施)
2014年8月	入手データの整理・加工、及びデータ提供サイトへの格納
2014年10月	データ提供サイト試験運用開始 (会員限定)
2015年3月	データ提供サイト本運用開始

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令等の条項

(1) 【測量法】

公共測量

第四十三条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ

め、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

(2) 【測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領（国地達第 22-2 号）】

（二次的複製）

第六条 承認を得た者以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするときは、法第 29 条の規定の適用を受けるものとする。

(3) 【測量法】

第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

5. 具体的な確認事項

本事業の推進において、以下の点を確認したい。

- ① 公共測量の成果を承認を得て複製した者※1 から、公共測量の複製品の提供を受け、その二次的複製を行いビジネスを実施する者※2 が、測量計画機関に承認を得る必要があるかどうかについては、同法第 43 条に明確な定めがない。

したがって、その二次的複製を行いビジネスを実施する者※2 は、同条における「複製しようとする者」に該当するか否か及びその根拠について確認したい。

- ② 仮に同条の「複製しようとする者」に該当する場合、測量計画機関が二次的複製を行いビジネスを実施する者※2 に対して、「複製品の複製」についての承認を行うこととなるが、この具体的な手続きについては示されていない。そのため、当該承認の具体的な手続きについては、基本測量の場合と同様に取り扱われる。即ち、同法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領に準ずるという理解で良いか及びその根拠について確認したい。

- ③ 仮に同法第 43 条の「複製しようとする者」に該当する場合、本新事業活動における「2. 新事業活動の内容」にある利用事業者（乙）が公共測量の成果を GIS の背景等に活用したサービスを提供する場合は、同条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者」に該当するという理解で良いか確認したい。

※1：本新事業活動においては、「2. 新事業活動の内容」にある実施事業者（甲）に相当する。

※2：本新事業活動においては、「2. 新事業活動の内容」にある利用事業者（乙）に相当する。

6. その他

現状では、測量計画機関から提供を受ける際の対応がそれぞれ異なり、同等の精度の地図を広域で入手することが困難である。そのため、「5. 具体的な確認事項」の結果については、測量法第43条の規定に基づく承認取扱要領の策定等の手段により、測量計画機関における理解の統一化を図っていただきたい。

なお、測量成果の利活用促進に向け、仮に公共測量成果の「複製品の複製」についての承認手続きが同法第29条の規定に基づく承認取扱要領に準ずる場合は、基本測量成果の複製に係る承認審査期間（国土地理院ウェブサイトによると7日～14日程度）に準ずる期間で審査が終わるよう、上記内容に加えて測量計画機関に周知いただきたい。

以上